

5 公益社団法人日本水道協会役員報酬等規程

平成24年10月17日第81回総会制定
平成27年6月25日第86回総会一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本水道協会（以下「本協会」という。）定款第18条第1項第2号、第33条および第63条第1項第7号の規定に基づき、役員報酬等の支給基準及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、本協会に週3日以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤理事以外の理事、監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 常勤理事には職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬等は、俸給、地域手当、期末手当及び退職手当とする。
- 3 非常勤の役員については、無報酬とする。

(俸 給)

第4条 常勤理事の俸給月額、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）に定める指定職俸給表3号俸から5号俸の範囲で理事会の承認を得て支給する。

2 前項の常勤理事の俸給月額、人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表3号俸から5号俸の額の変更があり閣議決定が行われた時は、理事会の承認を得て人事院勧告に合わせ支給額を変更するものとする。

(地域手当)

第5条 常勤理事の地域手当の月額は、俸給月額に次の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地(東京都の特別区) 100分の20

2 前項の支給割合は、人事院規則九一四九別表第一の規定に準じ、常勤理事の在勤する地域を基準とする。

(期末手当)

第6条 常勤理事の期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在勤する常勤理事に対して6月と12月に支給する。また、これらの1カ月前以内に退職し、または死亡した常勤理事についても同様とする。

2 期末手当の年間総額は、基準日在職の常勤理事の俸給月額に地域手当及び職務加算額(俸給月額の100分の20)を加算した額に、月数(年間4カ月以内を限度として理事会で決議する)を乗じた額とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、常勤理事が退職または解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

(退職手当の額)

第8条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た金額に、0.0から2.0の範囲内で業績に応じた業績勘案率を乗じて得た額を、理事会の承認を得て支給する。

なお、業績勘案率は別表により求めた額とする。

(退職手当に係る在職期間の計算)

第9条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月と計算するものとする。

(退職手当に係る端数の処理)

第 10 条 退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(報酬等の支払方法及び支給日)

第 11 条 報酬等は、その全額を通貨で直接本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、明細書を添えて本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

3 常勤理事の俸給及び地域手当は、毎月 10 日に支給する。ただし、支給日が本協会の休日または金融機関の休日にあたる場合には、その前日に支給する。

4 退職手当は、常勤理事が本協会を退職または解任した日を起算日として、以降、直近に開催する理事会において承認を得たのち支給する。

(費用弁償)

第 12 条 役員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給することができる。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、支度料とする。

(1) 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行運賃、座席指定料金による。ただし、必要と認めるときは、グリーン料金を支出することができる。

(2) 船賃の額は、旅客運賃、寝台料金、船室料金による。

(3) 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(4) 国内旅行の日当の額は、鉄道片道 100 キロメートル以上（航空及び水路を含む。）の場合、3,000 円を支給する。

(5) 国内旅行の宿泊料の額は、甲地方 14,800 円、乙地方 13,300 円とする。なお、甲乙地方の区別は、本協会旅費規程に準ずる。

(6) 国外旅行の日当、宿泊料、支度料は次の区分による。

区 分	指定都市	甲 地 区	乙 地 区	丙地区
日 当	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
宿 泊 料	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円

区 分	旅行期間 1週間未満	旅行期間 1週間以上1月未満	旅行期間 1月以上3月未満	旅行期間 3月以上
支 度 料	43,000円	86,240円	104,720円	123,200円

なお、過去に一度支度料の支給を受けた場合は、2回目以降は支度料を支給しない。

- 3 常勤理事には、本協会職員給与規程第30条、第31条、第32条、第33条の規定に準じて通勤手当を支給することができる。

(公 表)

第 13 条 本協会はこの規程を、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補 則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

付 則

この規程は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程の第5条第1項第1号の支給割合は平成27年4月1日から平成30年3月31日まで段階的に実施し、各年度の人事院勧告に基づき支給割合を経過措置により定めるものとする。

別表 退職手当の業務勘案率について

業績勘案率	内 容
2.0	在職期間を通じて、法人の業績及び個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該常勤理事の業績が全体として、著しく高い成果をあげていると認められる場合
1.5	在職期間を通じて、法人の業績及び個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該常勤理事の業績が全体として、優れた成果をあげていると認められる場合
1.0	在職期間を通じて、法人の業績及び個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該常勤理事の業績が全体として、順調な成果をあげていると認められる場合
0.5	在職期間を通じて、法人の業績及び個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該常勤理事の業績が全体として、順調な成果をあげているとは認められない場合
0.0	在職期間を通じて、法人の業績及び個人業績等を総合的に勘案した結果、法人及び当該常勤理事の業績が全体として、著しく低い成果しかあげていないと認められる場合